

「郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の
市長専決処分について

2026年7月14日
郡山市市民部
国民健康保険課
課長：石井 章浩
TEL：924-2148

令和8年6月定例会において、国民健康保険税の令和8年度税率等改正を実施しましたが、基礎課税（医療分）の世帯別平等割額の軽減額に改正漏れがあったため、本日（7月14日）付けで市長専決処分を行いました。

なお、同日付けで発送した国民健康保険税納税通知書は、正しい税額で計算されております。

【経過等】

令和8年6月30日 6月定例会で「郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が可決
7月6日 当初賦課業務にて、軽減措置の内容を確認していたところ、改正漏れが判明
7月14日 「郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の市長専決処分
〃 令和8年度国民健康保険税納税通知書発送

【原因】

条例改正にあたり、チェック体制が不十分であったため、修正箇所の確認漏れが生じた。

【今後の対応】

新たに、税率改正等の際のチェック項目一覧を作成するとともに、課内のチェック体制を強化する。

○国民健康保険税の軽減について

世帯主と加入者の前年中の所得金額が以下の場合、医療分、後期高齢者支援金分、介護分、子ども・子育て支援金分それぞれの均等割・平等割が軽減されます。

7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者の数※1-1）
5割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者の数※1-1）+31万円×加入者数※2
2割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者の数※1-1）+57万円×加入者数※2

※1 旧国民健康保険被保険者を含む、一定額を超える給与収入又は公的年金等の支給を受ける者の数の合計

※2 旧国民健康保険被保険者を含む。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の目的等

令和8年6月定例会において、国民健康保険税の令和8年度税率改正を実施したが、基礎課税（医療分）の世帯別平等割額の軽減額（7割、5割、2割）について改正漏れがあったため。

6 月定例会の議決内容	7 月 14 日付けで専決した内容												
○令和 8 年度改正 基礎課税（医療分）の世帯別平等割額 <table><tr><td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>特定・特定継続以外の世帯</td><td>18,400円</td><td>→ 17,000円</td></tr><tr><td>特定世帯（1/2）</td><td>9,200円</td><td>→ 8,500円</td></tr><tr><td>特定継続世帯（1/4）</td><td>13,800円</td><td>→ 12,750円</td></tr></table> ※特定世帯…国保から後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人となる世帯（1/2軽減 5年間） 特定継続…特定世帯に該当してから5年経過後の世帯世帯（1/4軽減 3年間）		改正前	改正後	特定・特定継続以外の世帯	18,400円	→ 17,000円	特定世帯（1/2）	9,200円	→ 8,500円	特定継続世帯（1/4）	13,800円	→ 12,750円	（１） 7 割軽減 条例第 26 条第 1 項第 1 号イの （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,880 円→11,900 円 （イ） 特定世帯 6,440 円→5,950 円 （ウ） 特定継続世帯 9,660 円→8,925 円 （２） 5 割軽減 条例第 26 条第 1 項第 2 号イの （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,200 円→8,500 円 （イ） 特定世帯 4,600 円→4,250 円 （ウ） 特定継続世帯 6,900 円→6,375 円 （３） 2 割軽減 条例第 26 条第 1 項第 3 号イの （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,680 円→3,400 円 （イ） 特定世帯 1,840 円→1,700 円 （ウ） 特定継続世帯 2,760 円→2,550 円
	改正前	改正後											
特定・特定継続以外の世帯	18,400円	→ 17,000円											
特定世帯（1/2）	9,200円	→ 8,500円											
特定継続世帯（1/4）	13,800円	→ 12,750円											

2 施行期日

公布の日（令和8年4月1日適用）